

令和6年2月19日

釜石市議会議長 千葉 榮 様

会派名 令和クラブ

報告者 工藤聡一郎



会派視察報告書

会派所属議員による視察研修（議員研修会の受講）を下記の通りに実施しましたので、報告いたします。

1. 視察内容

地方議員研究会が開催する議員研修会（予算議会直前特別研修）の受講

2. 研修会場

東京都千代田区丸の内3丁目1-1 国際ビル2F リファレンス国際ビル貸会議室

3. 視察日程

令和6年 2月2日（金）～2月3日（土）

4. 参加者

菊池秀明 佐々木聡 高橋松一 工藤聡一郎

5. 研修概要

地方議員研究会 予算議会直前特別研修 防災減災特別講座②

日時： 令和6年2月2日（金）14:00～16:30

講師： 元廿日市市副市長 川本達志 氏

6. 視察に取り上げた理由

議員として市民の負託に応えるためには自己研鑽を積む必要があり、議員の資質向上を目指すには本研修会の受講が有意義であると考えたため。

7. 研修内容

防災減災特別講座について

(1) 土砂災害に備えるために必要なこと

土砂災害の危険が考えられる場所に住宅地が広がる現状を放置しても良いのかという問題意識から土砂災害防止法が制定され、災害防止施設の整備中心の土砂災害対策からソフト対策の重視へ国の施策が転換された。

土砂災害の恐れのある箇所を抽出して現地調査により区域範囲を設定する。都道府県は基礎調査の実施後、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を行う。市町村等は土砂災害による被害を防止・軽減するため、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。市町村等が配布しているハザードマップの内容を市民が理解しているか、アンケート等で調査する必要がある。

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険が高まったときに市町村長が避難指示等を発令する際の判断を支援するため、都道府県と気象庁が共同で発表している情報である。都道府県知事が関係市町村長に通知するとともに、一般に周知する。住民への伝達手段として防災無線が一般的だが、聞こえにくい場合があるため、スマートフォン等で通知する必要がある。

(2) 地震津波対策に関する防災減災の施策

大規模地震防災・減災対策大綱は、今後発生する恐れのある大規模地震への防災・減災対策として、今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたものである。首都直下地震、南海トラフ巨大地震、日本海溝・千島海溝地震等の想定される大規模地震に対応する特別措置法が制定され、防災対策推進地域が指定されている。

津波防災地域づくりに関する法律では、最大クラスの津波を想定した防災・減災、ハード・ソフト施策総動員体制の構築、防災を地域づくりの観点から計画を策定、都道府県による津波浸水想定の設定、市町村による津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域の設定・公表が挙げられている。また、任意であるが、市町村は津波防災地域づくり推進計画の策定ができる。計画区域の指定、総合的な推進に関する基本的な方針、津波浸水区域における土地利用・警戒避難体制の整備、津波防災地域づくりの推進のために行う事業又は事務に関する事項が記載事項とされている。

(3) 国からの財政措置

災害救助法は応急救助の実施を目的とし、都道府県知事が現に救助を必要とする者に行う。多数の者が生命又は身体に危害を受け、受ける恐れが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合等において内閣総理大臣が適用を決定する。一般的には都道府県知事があらかじめ基準を定めているが、救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣の同意の上、特別基準が定められる。普通税収入見込額の4分の1を超える部分における国庫負担割合は90%となる。救助の実施主体は市町村であるが、災害救助法が適用されると、都道府県が救助を実施する。

地方公共団体が申請した災害復旧に応じた災害査定が行われ、災害復旧事業費が決定される。事業の国庫負担は3分の2以上と高率であり、地方負担分の大半は起債充当が可能であるため、地方の実質負担額の割合は1.7%となる。臨時議会による議決や専決処分を経て災害復旧事業が着手される。

災害の発生による公共土木施設や農地等の被害は激甚災害に指定されると、災害復旧国庫補助事業は1～2割程度の国庫補助率の嵩上げ措置が講じられる。激甚災害法の適用には地域を特定せず、災害そのものを指定する「本激」と、市町村単位での局地激甚指定基準による指定である「局激」がある。大規模な災害により被害を受けた地域の市町村は都道府県を通じて申請することで地方交付税の繰上げ交付を受けられる。

(4) 鳥獣被害の現状と対策について

鳥獣被害防止等特別措置法に基づく被害防止施策の基本指針に即して、被害防止計画を定めた市町村は被害防止施策を講じられる。市町村は被害防止のための鳥獣捕獲許可の権限が都道府県から委譲され、地方交付税の拡充や補助事業による支援などが受けられる。人材確保のため、鳥獣被害対策実施隊を設け、狩猟税の軽減措置が講じられる。

令和4年度の野生鳥獣による農作物被害額は156億円で、全体の約7割はシカ、イノシシ、サルである。鳥獣被害の営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少植物の食害等の被害をもたらしており、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。

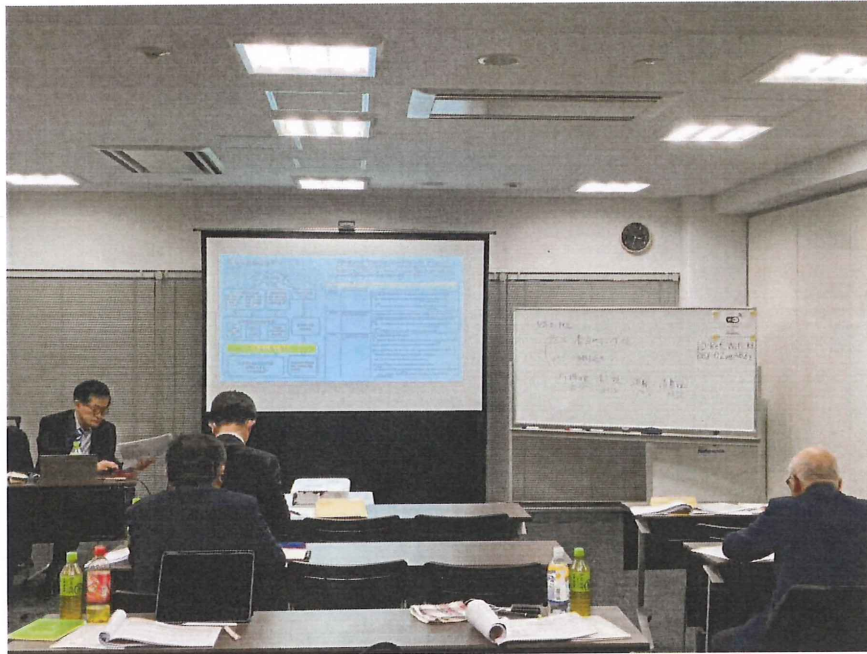
鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が基本である。個体群管理の例として鳥獣の捕獲、侵入防止対策の例として、柵の設置、追払いによる被害防除、生息環境管理の例として刈払いによる餌場・隠れ場の管理、放任果樹の伐採などが挙げられる。更なる捕獲対策の強化を図り、シカ・イノシシの生息頭数を平成23年度水準からの半減を早期に達成し、その後も被害軽減に向けて捕獲圧を管理する。

鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利用拡大への取組等を支援するために鳥獣被害防止総合対策支援金が講じられる。事業の内容として、鳥獣対策に係る総合的な人材育成・確保の支援、広域柵の整備再編計画の策定支援、侵入防止柵の再編支援の強化、ジビエ利用の更なる拡大に向けた情報発信や皮革利用促進の取組等が支援、シカ特別対策として集中的にシカ被害を軽減させるための対策の実施を支援している。

シカやイノシシ等は県や市町村を移動するため、広域的な捕獲が重要である。被害防止に関する個体群調整のための捕獲を行えるよう国が都道府県に調査及び鳥獣被害防止への費用について必要な財政上の措置を行う。

鳥獣被害に関するICTの導入事例として、センサーカメラ等で生息域や対象獣種を正確に調査し、捕獲に効果的な場所へわなを設置し、わなセンサー等で適時の情報入手し、捕獲確認アプリで必要な情報を自治体等に報告することが行われている。

捕獲人材育成の充実強化に向けて、被害防止計画を策定する市町村、広域捕獲を行う都道府県は狩猟者の育成・確保を図るため、受講者の状況や目的に応じた各種研修を体系的に実施することが必要である。



8. 所感

釜石市では洪水・土砂災害に対応した自主避難計画とハザードマップが町内会ごとに作成され、県の調査に基づいた危険箇所が示されているが、各住民が浸水区域・警戒区域等の位置や避難経路を把握しているのか確認する必要がある。また、避難指示等の発令時、防災無線では聞き取りにくさを感じることもあるため、住民同士での避難を呼びかけやスマートフォンによる通知の活用などの工夫が必要である。

災害対策基本法に基づく地域防災計画が策定され、地震・津波災害対策についても記載されている。岩手県が令和4年3月に設定・公表した最大クラスの津波浸水想定に基づき、津波防災地域づくり推進計画について、市内の実情に応じて形での策定が必要であり、今後予想される日本海溝・千島海溝型地震による大規模な津波被害には備えておくべきである。

議会基本条例、災害対応指針、業務継続計画等に基づき、応急対策時には議員として地域の被災者・被災地の情報と災害対策を行う災害対策本部の情報との双方を結びつけ、議会として被災状況や応急対策状況についての情報を的確に得られるようにする必要性を感じている。

市内では令和5年のクマによる2件の人身被害、シカ・クマ等による農作物の食害が多数確認されている。策定されている鳥獣被害防止計画に基づき、被害防止対策として猟友会への捕獲許可、電気柵等の侵入防止柵設置といった取組が行われているが、更なる被害減少に向け、捕獲人材育成の充実強化、鳥獣被害対策実施隊との連携強化、ICTを活用した野生動物による被害状況の調査と被害対策の改善が必要である。集落や市街地にも野生動物が多数出没していることから放任果樹の伐採強化や人里へ降りないための新たな取組の必要性を感じている。